

g 子ども子育て新制度に関して

本園におきましては平成29年度も新制度への移行はいたしません。

皆様ご承知の通り平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行されました。本園におきましては国の新制度の移行状況が不透明であり、移行をするには早々であると判断ししばらくは現行の私学幼稚園（就園奨励費補助金を受ける学校教育法に基づく幼稚園）として留まることと致します。

ただし、国の新制度に関する施策がより具体的に整備され、十分な財源が確保され、新制度に移行した方が良いと判断ができた場合には、事前に皆様に告知し、新制度に移行することも考えられますので、ご了承願います。

幼稚園就園奨励費について

小樽市では、幼稚園に通っているお子様のご家庭に対し、補助金制度を設けております。当園に入園された場合もご利用いただけます。平成28年度につきましては以下の通りです。

- 幼稚園就園奨励費制度とは
小樽市では、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を幼稚園に通園させている保護者の方に、幼稚園を通じて保育料等の一部を補助しています。
- 対象となる範囲と補助額
 - 小樽市内に居住し、幼稚園に通園させている世帯。
 - 平成28年度の市町村民税課税額により下記のとおり補助額が決定します。
(同居していても生計を別にしてしている方は、調書への記入は不要です。)
 - ・父母のみ課税されている世帯の場合
⇒父母に課せられる課税額を合算します。
 - ・父母以外（祖父母等）にも課税されている方がいる世帯の場合
⇒園児を市町村民税算定上の扶養対象にしている場合など、家計の中心となっていると考えられる主宰者がいる場合は、その方の課税額を父母の課税額に合算します。

【補助基準と補助限度額】

※補助額が年間に支払った入園料・保育料の総額を超えることはありません。

入園料・保育料補助基準と補助限度額		多子区分の対象 年齢範囲	ひとり親等世帯 以外の世帯	ひとり親等世帯
I 生活保護世帯	第1子	生計を一に していれば 年齢を問わ ずカウント	308,000円	308,000円
	第2子		308,000円	308,000円
	第3子以降		308,000円	308,000円
II 市町村民税非課税世帯 または市町村民税所得割非課税 世帯	第1子		272,000円	308,000円
	第2子		290,000円	308,000円
	第3子以降		308,000円	308,000円
III 市町村民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯	第1子		115,200円	217,000円
	第2子		211,000円	308,000円
	第3子以降		308,000円	308,000円
IV 市町村民税所得割課税額が 211,200円以下の世帯	第1子	小学校3年 生以下の兄 姉からカウ ント	62,200円	62,200円
	第2子		185,000円	185,000円
	第3子以降		308,000円	308,000円
V 上記以外の区分	第2子		154,000円	154,000円
	第3子以降		308,000円	308,000円

※年度途中入退園された場合は、上記限度額を在園月に応じて以下の計算式により月割り計算します。

上記の単価 × (保育料を支払った月数 + 3) ÷ 15 (百円未満を四捨五入)

お問い合わせ

小樽市教育委員会 学校教育支援室 教育推進グループ